

自衛隊による海賊対処行動の内閣総理大臣承認等について

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づき、自衛隊による海賊対処行動について、以下のとおり対処要項を定め、内閣総理大臣の承認（7月9日）及び国会報告を行うもの。

○ 対処要項の概要

1. 海賊対処行動の必要性

ソマリア沖・アデン湾は、重要な海上交通路であり、当該海域において、海賊事案が多発・急増していること等から、平成21年7月24日より自衛隊による海賊対処行動を実施してきた。

現在、ソマリア沖・アデン湾における海賊による事案の発生件数は減少傾向にあるものの、当該件数がこれまで高い水準にあったこと等を踏まえると、当該海域における海賊に係る情勢については予断を許さず、海賊行為に対処しなければならない状況には依然として変化が見られず、また、海上保安庁では対応が困難であることから、引き続きソマリア沖・アデン湾に自衛隊の部隊を派遣し、必要な行動を継続することとする。

2. 海賊対処行動を行う海上の区域

ソマリア沖・アデン湾とする。

3. 海賊対処行動を命ずる自衛隊の部隊の規模及び構成並びに装備並びに期間

(1) 規模及び構成並びに装備

護衛艦部隊（護衛艦2隻、人員約400名）、固定翼哨戒機部隊（P-3C2機、人員約190名）等及び海賊行為への対処を行うために必要なジブチ共和国の関係当局その他の関係諸機関との連絡調整を行う部隊（人員3名）を記す。

(2) 期間

平成25年7月24日から1年間とする。

4. その他海賊対処行動に関する重要事項

海上保安官は、護衛艦に同乗し、司法警察活動を行うことや、自衛隊は、海賊対処行動を的確かつ効果的に行うため、海賊行為への対処を行う諸外国の軍隊その他の関係諸機関と必要な協力を行うこと等を記す。

○ CTF151への参加

新たな対処要項の期間においては、自衛隊による直接の護衛を希望する民間船舶の減少や、海賊が発生する海域の拡散等に鑑み、ソマリア沖・アデン湾において海賊対処活動を行う諸外国の部隊と協調してより効果的な船舶の防護に資するため、これまでの船舶護衛に加え、多国籍の海賊対処部隊である第百五十一連合任務部隊（CTF151）に参加し、同司令部との間で連絡調整を行いながらゾーンディフェンス（海域の警戒監視）を実施する。

（参考）

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律

（海賊対処行動）

第七条 防衛大臣は、海賊行為に対処するため特別の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に海上において海賊行為に対処するため必要な行動をとることを命ずることができる。この場合においては、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十二条の規定は、適用しない。

2 防衛大臣は、前項の承認を受けようとするときは、関係行政機関の長と協議して、次に掲げる事項について定めた対処要項を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 前項の行動（以下、「海賊対処行動」という。）の必要性

二 海賊対処行動を行う海上の区域

三 海賊対処行動を命ずる自衛隊の部隊の規模及び構成並びに装備並びに期間

四 その他海賊対処行動に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項を、遅滞なく、国会に報告しなければならない。

一 第一項の承認をしたとき その旨及び前項各号に掲げる事項

二 海賊対処行動が終了したとき その結果

第151連合任務部隊（CTF151）

・ バーレーンに本部を置く連合海上部隊（CMF（Combined Maritime Forces））が、海賊対処のための多国籍の連合任務部隊として、2009年1月に設置を発表。

・ 米国、豪州、英国、トルコ、韓国、パキスタン等が活動。

・ アデン湾等において、特定の海域の中にとどまって警戒監視を行うことにより、航行する船舶を海賊行為から防護する「ゾーンディフェンス」を実施。